



経営指導員、中央会指導員、中小企業診断士、税理士、公認会計士、
グループ内で労務管理の指導的役割を担われる方、企業の労務管理担当者、
事業主・事業主団体の担当者の方などを対象にしています。

経営者のこんな**声**にお応えできていますか？

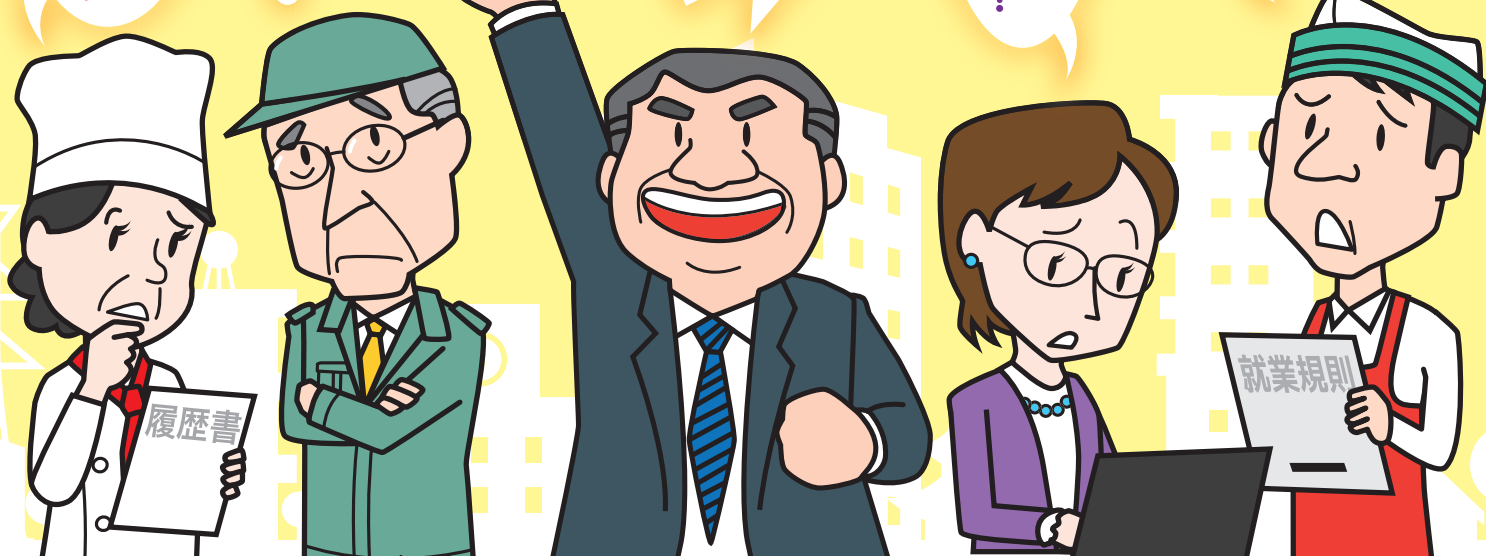
パートと正社員の給料を
同じにしないとイケないの？

就業規則の見直し…
何を手本にしたら
いいんだろう？

**働き方改革
わが社も
取り組みたい！**

労働関係助成金って
どうすればもらえるの？

従業員の労働時間が
長すぎるかも。
これって大丈夫？



全国
13ヶ所
好評につき
追加開催！

働き方改革関連法等

読み解きセミナー



働き方改革関連法について



助成金活用について



就業規則の見直しについて



相談・支援機関について

受講費 無料

主催：公益社団法人
全経連 全国労働基準関係団体連合会

連絡先：〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階
TEL 03-5283-1030

平成30年度 働き方改革関連法等読み解きセミナー

追加開催のお知らせ

- 一億総活躍社会の実現に向けて働き方改革関連法が成立し、9月にはまず、労基法等関係の政省令等が公布され、施行上の留意点等が通達されました。今後、高度プロフェッショナル制度や同一労働同一賃金関係の政省令や指針等が公布され、施行上の留意点に通達される見込です。
- 少子高齢化や働き手不足の下での経営上の喫緊の課題は、正社員の長時間労働を前提とした働き方ではなく、妊娠・育児・介護中の方など働く時間に何らかの制約がある方、高齢や病気を治療しながらも意欲を持って働き続けようとしている方々など、それぞれの事情に応じた働き方の選択肢を広げること、その一方、当然のことながら、生産性を維持・向上させることにあります。
- そこで9月以降、主に中小企業の経営について指導・助言など支援されている経営指導員や中小企業診断士など専門家の方々を対象に、働き方改革に向けての知識とノウハウを提供するセミナーを開催しております。しかし、最終第13回セミナー（神戸市産業振興センターでH31.01.16開催）も早々と満席となるなどご好評をいただくとともに、ニーズの高さを再認識しています。そこで2月に、働き方改革関連法と関係政省令・指針・施行通達等を踏まえて、労務管理のあり方や就業規則の見直しに当たっての留意事項等を分かり易く解説するセミナーを追加開催することとしました。
- このセミナーを受講して、働き方改革関連法や関係政省令・指針等の内容を修得すれば、時代のニーズに遅れない経営指導・支援に充分に応えられます。

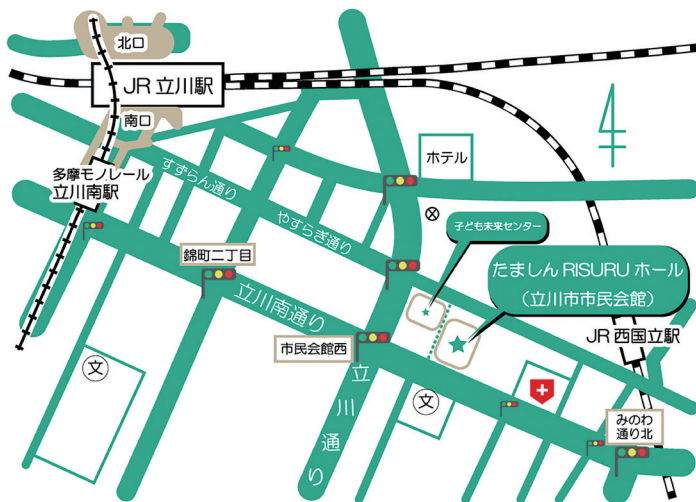
セミナー内容

- 働き方改革関連法への実務対応 ―関係政省令・指針を受けて―
(時間外労働上限規制、高プロ、同一労働同一賃金等)

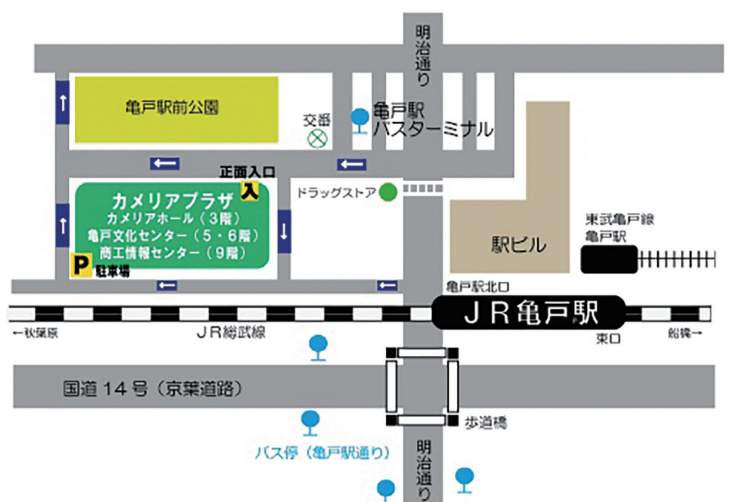
開催日時・場所

	日時	会場 (定員)	所在地	講師
第14回 東京	2019年 2/25(月) 14:00~16:00	立川市市民会館 たましんRISURUホール サブホール (70名)	〒190-0022 東京都立川市錦町3丁目3-20 地下1階	元中央労働基準監察監督官 労働安全衛生コンサルタント 特定社労士 川田代学
第15回 東京	2019年 2/28(木) 14:00~16:00	亀戸文化センター カメラホール (400名)	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ3階	東京大学社会科学研究所 教授 水町 勇一郎

■ たましんRISURUホール



■ 亀戸文化センターカメラホール



詳細・ご応募はWEBサイトにて

<http://www.zenkiren.com/jutaku/senmonka>

全基連

検索

